

市町村コード
272094
大阪府
守口市

事業所税領収証書 (公)

口 座 番 号	加 入 者
00950-7-960267	守口市会計管理者

住所又は所在地

氏名又は名称

年 度	処 理 事 項	管 理 番 号

事 業 年 度 又 は 課 税 年 度	申 告 区 分
年 月 日 から 年 月 日 まで	申 告 修 正 更 正 決 定

税 額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

延 滞 金									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

加算金									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

合 計 額									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

納 期 限	年 月 日	領 収 日 付 印

◎領収証書は5年間大切に保管してください。

上記のとおり領収しました。
(納税者保管)

市町村コード
272094
大阪府
守口市

事業所税納付書 (公)

口 座 番 号	加 入 者
00950-7-960267	守口市会計管理者

住所又は所在地

氏名又は名称

年 度	処 理 事 項	管 理 番 号

事 業 年 度 又 は 課 税 年 度	申 告 区 分
年 月 日 から 年 月 日 まで	申 告 修 正 更 正 決 定

税 額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

延 滞 金									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

加算金									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

合 計 額									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

納 期 限	年 月 日	領 収 日 付 印

上記のとおり納付します。
(金融機関又は郵便局保管)

市町村コード
272094
大阪府
守口市

事業所税領収済通知書 (公)

口 座 番 号	加 入 者
00950-7-960267	守口市会計管理者

住所又は所在地

氏名又は名称

年 度	処 理 事 項	管 理 番 号

事 業 年 度 又 は 課 税 年 度	申 告 区 分
年 月 日 から 年 月 日 まで	申 告 修 正 更 正 決 定

税 額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

延 滞 金									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

加算金									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

合 計 額									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

納 期 限	年 月 日	領 収 日 付 印

指 定 金 融 機 関 名 り そ な 銀 行 守 口 支 店
(取りまとめ店)

取りまとめ局 大阪貯金事務センター
上記のとおり通知します。(市保管)

市町村コード
272094
大阪府
守口市

事業所税納付書

納 付 場 所

本書を持参の上、最寄りの下記金融機関等又は、市役所へ納付して下さい。

銀 行 … 池田泉州・関西みらい・紀陽・京都・埼玉りそな・
滋賀・四国・徳島大正・百十四・みずほ（注①）・
三井住友（注①）・三菱東京ＵＦＪ（注①）・りそな
信 用 金 庫 … 大阪・大阪厚生・大阪シティ・大阪商工・北おおさか・
京都・枚方
信 用 組 合 … 近畿産業・成協・大同・のぞみ・ミレ
労 働 金 庫 … 近畿
農 業 協 同 組 合 … 北河内

以上の本支店

ゆうちょ銀行 … 大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・和歌山県
及 び 郵 便 局 … に所在する各店及び各郵便局

（注①）下記の金融機関の窓口では記載の時期より、納付書を使用しての
公金の納付ができなくなりますのでご注意ください。

みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行（令和6年4月1日から）

（注②）上記の金融機関名は令和5年4月1日現在のものです。

延滞金の割合・期間について

◎ 納期限までに税金が完納されない場合（修正申告により不足税額を納付される場合を含む。）は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合を乗じて計算した金額の延滞金がかかります。ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1%の割合を加算した割合をいう。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）を乗じて計算した金額の延滞金がかかります。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。

期 限 内 申 告 の 場 合 … 納期限の翌日から1月を経過する日までの
期間

期 限 後 申 告 の 場 合 … 納期限の翌日から申告書を提出した日までの
期間またはその日の翌日から1月を経過
する日までの期間

修 正 申 告 の 場 合 … 納期限の翌日から修正申告書を提出した日
までの期間またはその日の翌日から1月を
経過する日までの期間

◎ 督促状を発した場合は、督促手数料として80円がかかります。